

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和1年7月11日(2019.7.11)

【公表番号】特表2018-519144(P2018-519144A)

【公表日】平成30年7月19日(2018.7.19)

【年通号数】公開・登録公報2018-027

【出願番号】特願2018-519682(P2018-519682)

【国際特許分類】

A 47 C 3/02 (2006.01)

A 47 C 1/02 (2006.01)

【F I】

A 47 C 3/02

A 47 C 1/02

【手続補正書】

【提出日】令和1年6月6日(2019.6.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

椅子ベースと、

使用者が中に着座する一体形で回転可能なシートクレードルであって、前記椅子ベースによって保持されるシートクレードルと、

前記椅子ベースと一体形で回転可能な前記シートクレードルとの間に接続されたヨークであって、一対の直立したストラットを含むヨークと、を備える組み合わせであって、

前記シートクレードルは、

第1の端における背部と、

前記第1の端と反対側の端における前部と、

前記背部と前記前部との間に位置する中間バケットと、

互いに間隔をあけられ対向して位置する一対の側部と、を含み、

前記シートクレードルは、前記背部が実質的に垂直であり、前記中間バケットの底部が実質的に水平であり、前記前部が前記中間バケットの前記底部より上方に位置する、中立位置を有し、

前記シートクレードルは前方向に回転するように構成され、

前記ヨークの前記一対の直立したストラットのそれぞれは、後方向に延在するクレードル支持アームであって、前記シートクレードルの前記背部の背後であって、前記背部から間隔をあけられた位置において互いに接合して、前記シートクレードルが前記クレードル支持アームに向かって後方向へ回転するときに前記シートクレードルの前記背部に係合して、前記シートクレードルのさらなる回転を防止するクレードル支持アームを有し、

前記一対の直立したストラットのそれぞれは、上方向に延在するアームレストであって、上に前記使用者の腕が載せられるアームレストをさらに有し、

前記ヨークは、

前記一対の直立したストラットのそれぞれを通して形成された結合穴と、

前記結合穴内それぞれに位置するクレードルカプラーであって、前記シートクレードルの前記一対の側部の各1つに固定して取り付けられたクレードルカプラーと、を含み、

前記クレードルカプラーは前記結合穴内で回転し、前記シートクレードルは前記ヨー

クに対して前記前方向及び前記後方向に自由に回転する、組み合わせ。

【請求項 2】

前記シートクレードルの前記背部の一部は、前記シートクレードルの前記前部に向けて内向きに突出し、前記中間バケットの部分よりも前記前部に近接して位置する、請求項1に記載の組み合わせ。

【請求項 3】

前記シートクレードルは、前記シートクレードルの前記中間バケットと前記前部との間に連続的且つ互いから延在する上向きに傾斜した移行壁をさらに含み、前記前部は、前記移行壁に片持ち支持される、請求項1に記載の組み合わせ。

【請求項 4】

前記シートクレードルの前記片持ち支持された前部は、前記上向きに傾斜した移行壁から外向きに延在し、前記上向きに傾斜した移行壁は、前記片持ち支持された前部に、前記中間バケットの前記底部より上方に間隔をあけられた移行点において接合し、前記上向きに傾斜した移行壁の傾斜は、前記移行点を通る水平基準線に対して45度以下の角度を作る、請求項3に記載の組み合わせ。

【請求項 5】

前記ヨークは、前記一対の上向きに延在するストラットの間に延在するヨーク接続ベースであって、前記シートクレードルの下で伸びる、ヨーク接続ベースをさらに含み、前記ヨーク接続ベースは前記椅子ベースに固定されて前記ヨークを前記椅子ベースに接続し、前記椅子ベースはヨーク取り付けプレートを有し、前記ヨーク接続ベースは椅子シートの代わりに、前記椅子ベースの前記ヨーク取り付けプレートにおいて前記椅子ベースに接続される、請求項1に記載の組み合わせ。